

(様式1)

8 足 教 生 第 1 号

令 和 8 年 4 月 21 日

文部科学大臣 殿

北海道足寄郡足寄町長 渡辺 俊一

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、下記のとおり施設整備計画を提出します（変更したので提出します）。

記

1. 施設整備計画の名称

北海道足寄町社会教育・体育施設長寿命化計画

2. 計画期間

令和8年度～令和8年度（1年間）

(担当)

足寄町教育委員会生涯学習室

スポーツ振興担当 早丸 英輝

住所：北海道足寄郡足寄町里見が丘7番地の1

電話：0156-25-3191

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

内閣府の「避難所運営ガイドライン」に基づき、特に高齢者や乳幼児の健康被害を防ぐため、第2体育館・会議室に空調設備を整備する。また、近年の猛暑化での利用において、熱中症リスクを回避し、利用者の安全・安心を守る。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

施設内の一部は水銀灯、マルチハロゲン灯を使用しており、水銀灯は平成29年8月発効の「水銀に関する水俣条約」の規制により、製造及び輸出入が原則禁止となった。マルチハロゲン灯は、製造が中止し購入できない状況となっている。

蛍光管も令和9年末までに製造及び輸出入が禁止されるため、あわせてLED照明への更新を行うことにより、教育環境の質的向上と内部環境の改善を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		4 校
中学校		1 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚園を含む。)		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)		0 校
教員及び職員のための住宅		58 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	1 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	0 箇所
	学校武道場	0 箇所
	社会体育施設	3 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和2年7月1日
国土強靱化地域計画※2	有	令和3年3月31日

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により

確認できる場合(学校施設と他の公共施設とを合わせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることができることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間終了後、第三者の意見・助言等を徴収する施設整備評価委員会を開催し、自己事後評価を行う。</p>
--

